

平成 27 年人事院勧告への対応について (案)

1. 平成 27 年人事院勧告等の主な内容

○ 平成 27 年人事院勧告 (平成 27 年 8 月 6 日) の主な内容は以下のとおり。

(1) 民間給与との較差等に基づく給与改定【平成 27 年度実施】

i 本給の引上げ

民間給与との較差 (0.36%) を埋めるため、1 級の初任給を 2,500 円引上げ、若年層についても同程度の改定。その他は、1,100 円の引上げを基本に改定 (平均改定率 0.4%)

ii 賞与の引上げ

賞与を引き上げ (0.1 月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

iii 初任給調整手当の引上げ

初任給調整手当について、医師の俸給表の改定状況を勘案し所要の改定

iv 地域手当の引上げ

地域手当について、平成 28 年度以降に予定していた支給割合の引上げの一部 (0.5~2%) を実施 (金沢市は現行 3% のまま)

(2) 給与制度の総合的見直し【平成 28 年度実施】

i 地域手当の引上げ

地域手当について、給与法に定める支給割合に引上げ

ii 単身赴任手当の引上げ

単身赴任手当について、基礎額を 4,000 円引上げ 30,000 円に改定し、加算額の限度を 12,000 円引き上げ 70,000 円に改定。

※平成 27 年 12 月 4 日に給与関係閣僚会議が開催され、その後の閣議において、公務員の給与改定の方針が決定した。

2. 本学における対応

○ 国立大学法人の役職員の給与の支給基準は、「法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない」(国立大学法人法により準用される独立行政法人通則法第 63 条*)。

本学においても、法人化以降これまで、人事院勧告に準拠することにより給与支給基準の社会情勢への適合を図ってきたところであり、今回も、人事院勧告等を踏まえ所要の改正を行う。